

令和5年10月10日

インボイス制度開始に伴う建設工事及び建設関連業務に係る  
請求書の取扱いについて

本県の建設業行政については、平素から御協力をいただき、誠にありがとうございます。

標題の件について下記のとおりですのでお知らせします。

記

1 請求書様式について

前金払請求書、部分払請求書及び請求書（完成時）については様式の変更はありません。

2 適格請求書について

全ての請求書について適格請求書記載事項（「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」）を記載する必要はありませんが、発注者から適格請求書記載事項の記載を求められた場合は、請求書の余白に適格請求書記載事項を記載した請求書を発注者に提出してください。詳細につきましては発注者にお問い合わせください。